

議会受付番号	鎌議第 1709 号
質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

鎌倉市職員労働組合の不法占拠とデモ

2 質問の要旨

- 1 添付のようなチラシを入手した。この鎌倉市職員労働組合の事務所不法占拠に係る動向として、市として把握しているか。感想は如何か。
- 2 不法＝違法という認識を市は示した。あろうことか、労組を名乗る職員団体は、事務所と称するスペースを占拠して、市の子育てに係る計画を妨害している。にもかかわらず、一連の鎌倉市の動きを労組は「市民攻撃」と愚かな妄言を吐いているが、そもそも組合事務所不法占拠こそ一般職員たる芳賀らが行うことは、公務員としてあるまじき行為ではないか。
- 3 芳賀ら一般職員の行動により、鎌倉市の信頼は、失墜していないか。市長の率直な感覚で答弁せよ。

3 答弁

- 1 突然のことであり、市として把握しておりませんでした。
- 2 鎌倉市公有財産規則の規定に違反しており、市職員としてふさわしくない行為であると考えます。
- 3 市職員としてふさわしくない行為であり、本市の信頼を失ってしまう行為であると考えます。